

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関することを含めて契約を締結している。

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	平群町(以下「町」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障する為には、町の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成。 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知および個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認 (11)情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供 (12)マイナポータルを用いた転出・転入ワンストップ(申請管理システムから基幹システムへのデータ取込) なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第35条により機構に対し事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	(1)既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)団体内統合宛名システム (4)中間サーバー (5)証明書コンビニ交付システム (6)サービス検索・電子申請機能 (7)申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民生活課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う、やむを得ず住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う、など「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分おこなっている。 ○複数人での確認をおこなう事例 ・提供された本人情報のデータベース上への登録 ・鍵付きキャビネットでの書類保管 ・文書保存年限経過後の書類廃棄	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	1. 特定個人情報を取り扱う事務－②事務の概要	なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総	なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手	事後	見直しによる追記
平成29年8月31日	1. 特定個人情報を取り扱う事務－③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）、住民基本台帳ネットワークシ	事後	見直しによる追記
平成29年8月31日	2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	事後	見直しによる追記
平成29年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	見直しによる内容変更
平成29年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民生活課長	住民生活課長 中村 九啓	事後	
平成29年8月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	見直しによる内容変更
平成29年8月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先	平群町 総務防災課	住民生活課	事後	見直しによる内容変更
平成29年8月31日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数－いつ時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成29年8月31日時点	事後	見直しによる内容変更
平成29年8月31日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者－いつ時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成29年8月31日時点	事後	見直しによる内容変更
令和1年6月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務－③システムの名称	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）、住民基本台帳ネットワークシ	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）、住民基本台帳ネットワークシ	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民生活課長 中村 九啓	住民生活課長	事後	見直しによる内容変更
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数－いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる内容変更
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者－いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる内容変更
令和1年6月1日	Ⅳ リスク分析	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和3年9月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務－②事務の概要	なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手	なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手	事後	法改正
令和3年9月1日	3. 個人番号の利用－法令上の根拠	2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第	2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数－いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	2021/4/1	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者－いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	2021/4/1	事後	
令和7年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第35条により機構に対し事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 番号法の別表第二に基づいて、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	(11)情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供 (12)マイナポータルを用いた転出・転入ワストップ（申請管理システムから基幹システムへのデータ取込） なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第35条により機構に対し事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		(6) サービス検索・電子申請機能 (7) 申請管理システム	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） (別表第二における情報照会の根拠) なし	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)：なし	事後	法令改正に伴う変更
令和7年2月3日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数	令和3年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年2月3日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	－	新規追加	事後	新様式による追加
令和7年2月3日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	新規追加	事後	新様式による追加